

行政改革

民間の力を導入

問合せ 総務課行政係 内線213・214

問合せ 総務課行政係 内線213・214

指定管理者制度とは：

住民ニーズに効率的に対応するため、地方自治法の改正により創設された制度です。民間事業者の豊富なノウハウを活かし、施設の特性を發揮した多彩なサービスを展開し、住民福祉の向上などを図ることを目的としています。

意向などを考慮して、他の施設での導入も検討していきます。

指定管理者制度の導入施設

以上4施設は、導入によって福祉事業の充実と、利用者の皆さんのサービス向上を目指します。

甘楽ふるさと農園では、都市住民との交流施設としての充実と、地権者の皆さんによる効率的な運営を目指します。

甘楽ふるさと農園

ふるさと農園では、都市住民との交流施設としての充実と、地権者の皆さんによる効率的な運営を目指します。

指定管理者制度の導入施設

【指定管理者名称】
社会福祉法人
甘楽町社会福祉協議会

【指定期間】
平成18年4月1日から
平成20年3月31日まで

【指定管理者名称】
甘楽ふるさと農園管理組合

【指定期間】
平成18年4月1日から
平成21年3月31日まで

窓口業務を改善

より速くより便利に

■問合せ 総務課庶務係 内線211・212

役場窓口に3月中旬、受付力
ウンターが完成しました。

これからも、より早く・より
便利になるように努めていきま
す。

これまで、ロビーの応接
テーブルで応対していましたが、
職員が手続きのために事務室に
戻り、その間、住民の皆さんを
お待たせすることが多々ありま
した。

新設された受付カウンターで
は、コンピュータ端末を見ながら
情報確認と手続きができるよ
うになります。

改善前の窓口



改善後の窓口



※窓口業務のコンピュータ化
については、12ページで紹
介します。

■サービス向上に努めます

行政改革プラン

■問合せ 総務課行政係 内線213・214

水曜日は2時間延長

4月から毎週水曜日、役場業務の夜間延長を始めました。

昼間、都合のつかない人はご利用ください。

町では、地元企業の活性化を図るため、町の公共物などに掲載する有料広告を募集しています。
募集している広告掲載場所は、「広報かんら3月号」でお知らせしたとおりです。
今回は、役場ロビーの広告掲載についてお知らせします。



- ◎区画数 4区画
- ◎大きさ タテ70cm × ヨコ90cm
- ◎広告料 12,000円（半年契約）
- ◎締切り 5月8日（月）

◎掲載基準

- 掲載できる広告は、次のいずれにも該当しないものです。
- ・公序良俗に反するおそれのあるもの
 - ・政治活動や宗教活動などに関係するもの
 - ・個人の名刺広告およびこれに類する認められるもの
 - ・あたかも本町が推奨していると思われる表現のもの
 - ・他の企業への転貸はできません
 - ・その他庁舎ロビーに掲載することが不適当と認められるもの

◎延長日

毎週水曜日 午後5時15分から7時15分まで

◎延長業務

町(役場内)の全ての業務

行政改革は、町の最重要課題の一つとして、毎年度実施計画を定め、事務事業、組織・機構の見直し、情報化の推進、財政運営の健全化などについて、実施・検討事項を掲げ計画的に取り組んでいます。

①経費を節減し、高い品質の行政サービスを生み出し、自治体の価値を高めます
②顧客(住民)志向の視点に立つて、「親切に 早く 良く」

③業務を見直し、創意工夫などを進め、新たな行政需要に対応できる組織改革の3つを柱として、元気なまちづくりへの改革を進めます。

職員改革「親切に 早く 良く」

職員一人ひとりの意識改革に努め、これまでの施策や業務のやり方を再点検し、住民ニーズの視点に立った施策に取り組みます。

地方分権時代への対応

地転用事務の移譲を受けます。これにより、平成19年4月から、2ヘクタール以下の農地転用許可および立入検査事務を町が行います。

そして、新たな行政課題や、より一層の住民サービス向上を図るために、職員研修の充実に取り組みます。

■広告を募集しています

■問合せ 総務課庶務係 内線211・212

農地転用事務を町で実施

■他町村に先駆けて、県から農

行政と住民とが役割分担を図り、協働によるまちづくりをすすめます。
■指定管理者制度を導入し、民間事業者の豊富なノウハウを活用します。